(19) **日本国特許庁(JP)**

GO6T 11/60

(12) 公 開 特 許 公 報(A)

(11)特許出願公開番号

テーマコード (参考)

特開2006-148753 (P2006-148753A)

(43) 公開日 平成18年6月8日(2006.6.8)

(51) Int.C1. HO4N 1/387 (2006.01)

HO4N 1/387 GO6T 11/60

FI

100A

5B050 5C076

審査請求 未請求 請求項の数 11 OL (全 17 頁)

(21) 出願番号 (22) 出願日 特願2004-338709 (P2004-338709) 平成16年11月24日 (2004.11.24)

(2006.01)

(71) 出願人 000207551

大日本スクリーン製造株式会社

京都府京都市上京区堀川通寺之内上る4丁

目天神北町1番地の1

(74)代理人 100089233

弁理士 吉田 茂明

(74)代理人 100088672

弁理士 吉竹 英俊

(74)代理人 100088845

弁理士 有田 貴弘

(72) 発明者 井上 和宏

京都市上京区堀川通寺之内上る4丁目天神 北町1番地の1 大日本スクリーン製造株

式会社内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】印刷データ作成装置、印刷システム、印刷データのバックアップ方法、およびプログラム

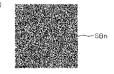
(57)【要約】

【課題】印刷データがこれに基づき得られる印刷物から 復元可能であるように印刷データを作成する印刷データ 作成装置を提供する。

【解決手段】所定のレイアウトデータをPDL変換したPDL化レイアウトデータを、所定のエンコード手法でシンボル化し、得られたシンボルの画像データをPDL変換する。これをPDL化レイアウトデータに合成したものを印刷データとして印刷装置に供する。該印刷データを印刷処理に供することにより、レイアウト時に意図された表現内容の像である実体像IMにシンボルSBが付加された印刷物PMが得られる。エンコード手法に対応したデコード手法を備える所定の復元処理装置によってシンボルSBを読み取り、これをデコードすることで、PDL化レイアウトデータが忠実に復元できる。これにより、印刷物としてドキュメントを保存しておきさえすれば、電子データを保存せずともレイアウトデータの再利用が容易に行える。

【選択図】図5





【特許請求の範囲】

【請求項1】

所定の印刷装置で出力処理可能な印刷データを作成する印刷データ作成装置であって、 第1のレイアウトデータを作成するレイアウト処理手段と、

特定の記述形式のデータを前記所定の印刷装置で処理可能なページ記述言語による記述 形式のデータに変換する変換手段と、

所定の復元手段によって可逆的にデコード可能な手法でエンコードすることで前記ペー ジ記述言語で記述されたデータをシンボル化するシンボル化手段と、

前記ページ記述言語で記述された2以上のデータを合成することにより印刷データを生 成する合成手段と、

を備え、

前 記 変 換 手 段 は 前 記 第 1 の レイ ア ウ ト デ ー タ を 変 換 し て 第 2 の レイ ア ウ ト デ ー タ を 生 成

前 記 シン ボ ル 化 手 段 は 前 記 第 2 の レ イ ア ウ ト デ ー タ を シ ン ボ ル 化 し て 第 1 の シ ン ボ ル デ ータを生成し、

前 記 変 換 手 段 は 前 記 第 1 の シ ン ボ ル デ ー タ を 変 換 し て 第 2 の シ ン ボ ル デ ー タ を 生 成 し 、 前記合成手段は前記第2のレイアウトデータと前記第2のシンボルデータとを合成して 前記印刷データを生成する、

ことを特徴とする印刷データ作成装置。

【請求項2】

請求項1に記載の印刷データ作成装置であって、

前 記 シン ボ ル 化 手 段 は 、 前 記 第 2 の レ イ ア ウ ト デ ー タ か ら 前 記 シン ボ ル デ ー タ と し て 複 数の単位シンボルデータを生成する、

ことを特徴とする印刷データ作成装置。

【請求項3】

請求項1または請求項2に記載の印刷データ作成装置であって、

前 記 第 2 の シン ボ ル デ ー タ に 基 づ く 像 が 印 刷 物 作 成 時 に 裁 ち 落 と さ れ る 領 域 に 形 成 さ れ るように前記印刷データを生成する、

ことを特徴とする印刷データ作成装置。

【請求項4】

請 求 項 1 な い し 請 求 項 3 の い ず れ か に 記 載 の 印 刷 デ ー タ 作 成 装 置 で あ っ て 、

前 記 所 定 の 印 刷 装 置 に お け る 印 刷 に 際 し 、 前 記 第 2 の シ ン ボ ル デ ー タ に 基 づ く 像 が 可 視 光に対して透明なインクを用いて印刷されるように前記印刷データを生成する、

ことを特徴とする印刷データ作成装置。

【請求項5】

請 求 項 1 な い し 請 求 項 4 の い ず れ か に 記 載 の 印 刷 デ ー 夕 作 成 装 置 で あ っ て 、

前 記 シン ボ ル 化 手 段 が 、 前 記 第 2 の レ イ ア ウ ト デ ー タ の う ち 、 多 値 画 像 を 表 現 す る イ メ ージデータを除いて該第2のレイアウトデータをシンボル化する、

ことを特徴とする印刷データ作成装置。

【請求項6】

請求項1ないし請求項5のいずれかに記載の印刷データ作成装置と、

印刷物に印刷されてなる所定のシンボルにエンコードされたデータを復元する復元処理 装置と、

を備える印刷システムであって、

前記復元処理装置は、

印刷物の少なくとも一部の像を読み取って画像データを得る読取手段と、

前 記 読 取 手 段 が 前 記 所 定 の シン ボ ル を 読 み 取 る こ と に よ り 得 ら れ た 前 記 シ ン ボ ル の 画 像 デ ー タ を デ コ ー ド す る こ と に よ り 前 記 エ ン コ ー ド さ れ た デ ー タ を 復 元 す る 復 元 処 理 手 段 と、

を備え、

10

20

30

40

(3)

前記復元処理手段は、前記印刷データ作成装置においてエンコードされたデータをデコード可能である、

ことを特徴とする印刷システム。

【請求項7】

請求項5に記載の印刷データ作成装置と、

印刷物に印刷されてなる所定のシンボルにエンコードされたデータを復元する復元処理 装置と、

を備える印刷システムであって、

前記復元処理装置は、

前記所定のシンボルを読み取るためのシンボル読取手段と、

印刷物の少なくとも一部の像を読み取って画像データを得る画像読取手段と、

前記シンボル読取手段が前記所定のシンボルを読み取ることにより得られた前記シンボルの画像データをデコードすることにより前記データを復元する復元処理手段と、 を備え、

前記復元処理手段は、前記印刷データ作成装置においてエンコードされたデータをデコード可能であり、かつ、前記復元処理手段によってデコードされたデータと前記画像読取手段によって読み取られた印刷物の画像部分のデータとを合成することにより前記印刷データ作成装置においてエンコードの対象となったデータを復元する、

ことを特徴とする印刷システム。

【請求項8】

請 求 項 7 に 記 載 の 印 刷 シ ス テ ム に お け る 復 元 処 理 装 置 に お い て 、

前記画像読取手段が、前記シンボル読取手段を兼用すること、

を特徴とする印刷システム。

【請求項9】

所定の印刷装置で出力処理可能な印刷データのバックアップ方法であって、

第1のレイアウトデータを作成するレイアウト処理工程と、

前記第1のレイアウトデータを前記所定の印刷装置で処理可能なページ記述言語による記述形式の第2のレイアウトデータに変換する第1の変換工程と、

所定の復元手段によって可逆的にデコード可能な手法でエンコードすることで前記第 2 のレイアウトデータをシンボル化して第 1 のシンボルデータを生成するシンボル化工程と

前記第1のシンボルデータを前記ページ記述言語による記述形式の第2のシンボルデータに変換する第2の変換工程と、

前記第2のレイアウトデータと前記第2のシンボルデータとを合成することにより印刷データを生成する合成工程と、

前記印刷装置により前記印刷データに基づく印刷物を出力する印刷工程と、

を備えることを特徴とする印刷データのバックアップ方法。

【請求項10】

コンピュータで実行されることにより、前記コンピュータを、請求項 1 ないし請求項 5 のいずれかに記載の印刷データ作成装置として機能させることを特徴とするプログラム。

【請求項11】

コンピュータで実行されることにより、前記コンピュータに、

第1のレイアウトデータを作成するレイアウト処理工程と、

前記第1のレイアウトデータを前記所定の印刷装置で処理可能なページ記述言語による記述形式の第2のレイアウトデータに変換する第1の変換工程と、

所定の復元手段によって可逆的にデコード可能な手法でエンコードすることで前記第 2 のレイアウトデータをシンボル化して第 1 のシンボルデータを生成するシンボル化工程と

前記第1のシンボルデータを前記ページ記述言語による記述形式の第2のシンボルデータに変換する第2の変換工程と、

10

20

30

40

前記第2のレイアウトデータと前記第2のシンボルデータとを合成することにより印刷 データを生成する合成工程と、

を実現させることを特徴とするプログラム。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

[00001]

本発明は、印刷用レイアウトデータの作成、特に再利用を行う可能性のあるデータの作 成に関する。

【背景技術】

[00002]

印刷物の作成対象となったドキュメント(ここでは文章に限らず、画像も含む)を、電

10

20

30

40

子データの状態で保存しておくことは、後に再利用できるという点で有効である。これは 、 可 搬 性 の 記 憶 メ デ ィ ア に 保 存 し た り 、 あ る い は コ ン ピ ュ ー タ の ハ ー ド デ ィ ス ク や 専 用 の データベースサーバに保存するといった態様で広く実現されている。

[00003]

一方で、ドキュメントを長期間保存する場合は、いまだに紙媒体に印刷した印刷物の状 態で保存するケースが少なくない。印刷物として保存されたドキュメント(文章や画像な どから構成される)の内容から当該ドキュメントを表現する電子データを生成して、再利 用に供することも広くなされている。スキャナによって読み取ることによりイメージデー タとして取得したり、さらにはOCR(Optical Character Reader)ソフトウェアなどを 用いてテキストデータを取得するといった態様が代表的である。

[0004]

また、二次元コードを利用して、印刷された各種書類の真正性や複写発行した各種文書 の真正性を検証することができ、これにより偽造や不正使用の防止を可能とする技術が既 に公知である(例えば、特許文献1参照。)。

[00005]

【特許文献1】特開2003-323512号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

[0006]

上 述 の よ う な 電 子 デ ー タ を 可 搬 性 の 記 憶 メ デ ィ ア に 保 存 す る 場 合 、 該 メ デ ィ ア の 耐 久 性 の面で問題がある。一方、ネットワーク上にあるコンピュータやデータベースサーバなど

に保存する場合にはセキュリティの面で問題がある。また、技術革新の結果として旧式と なって しまった メディア 等 にすでに 保 存 されている 電 子 デー タ を も 継 続 して 再 利 用 可 能 と しておくためには、読み出し可能な環境を維持しておかねばならず、そのためのコストが

かかる、という問題もある。

[0007]

また、紙媒体である印刷物から電子データを生成するとしても、例えばイメージスキャ ナ等を用いて該印刷物のイメージデータを生成するのみでは、特に印刷物に記述されてい る文章をテキスト形式の電子データ(テキストデータ)として再利用することは困難であ る。かかる場合、OCRソフトウェアを用いることで、印字品質が良好であればテキスト デ ー タ の 入 手 は 比 較 的 容 易 に 行 え る も の の 、 印 刷 装 置 に お け る 印 刷 処 理 に 供 す れ ば も と の 印刷物の表現内容を忠実に再現できるような形式で記述されたデータの生成までを行える

ものではない。 [0 0 0 8]

特 許 文 献 1 に は 、 印 刷 物 を 識 別 す る た め の 情 報 を 二 次 元 コ ー ド 化 し た う え で 該 印 刷 物 に 付加的に印刷しておき、文書の不正使用や改ざん防止に役立てる技術が開示されてはいる が、係る技術は、印刷物からその内容を表現するデータの復元を目的とするものではない 。また、印刷物のレイアウト内容を二次元コード化するものでもない。

[0009]

30

40

50

本発明は、上記課題に鑑みてなされたものであり、所定のページ記述言語で記述された 印刷データ(印刷用レイアウトデータ)が、該印刷データに基づいた印刷処理により得られる印刷物から復元可能であるように、該印刷データを作成する印刷データ作成装置、およびこれを含む印刷システムを提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

[0 0 1 0]

請求項1の発明は、所定の印刷装置で出力処理可能な印刷データを作成する印刷データ作成装置であって、第1のレイアウトデータを作成するレイアウト処理手段と、特定の記述形式のデータを前記所定の印刷装置で処理可能なページ記述言語による記述形式のデータに変換する変換手段と、所定の復元手段によって可逆的にデコード可能な手法でエンコードすることで前記ページ記述言語で記述されたデータをシンボル化するシンボル化手段と、前記ページ記述言語で記述されたデータを合成することにより印刷データを生成する合成手段と、を備え、前記変換手段は前記第1のレイアウトデータを変換して第2のレイアウトデータを生成し、前記変換手段は前記第1のシンボルデータを生成し、前記会成手段は前記第1のシンボルデータを生成し、前記合成手段は前記第2のレイアウトデータを変換して第2のシンボルデータを生成し、前記合成手段は前記第2のレイアウトデータとの記第2のシンボルデータとを合成して前記印刷データを生成する、ことを特徴とする

[0011]

請求項2の発明は、請求項1に記載の印刷データ作成装置であって、前記シンボル化手段は、前記第2のレイアウトデータから前記シンボルデータとして複数の単位シンボルデータを生成する、ことを特徴とする。

[0012]

請求項3の発明は、請求項1または請求項2に記載の印刷データ作成装置であって、前記第2のシンボルデータに基づく像が印刷物作成時に裁ち落とされる領域に形成されるように前記印刷データを生成する、ことを特徴とする。

[0 0 1 3]

請求項4の発明は、請求項1ないし請求項3のいずれかに記載の印刷データ作成装置であって、前記所定の印刷装置における印刷に際し、前記第2のシンボルデータに基づく像が可視光に対して透明なインクを用いて印刷されるように前記印刷データを生成する、ことを特徴とする。

[0014]

請求項5の発明は、請求項1ないし請求項4のいずれかに記載の印刷データ作成装置であって、前記シンボル化手段が、前記第2のレイアウトデータのうち、多値画像を表現するイメージデータを除いて該第2のレイアウトデータをシンボル化する、ことを特徴とする。

[0015]

請求項6の発明は、請求項1ないし請求項5のいずれかに記載の印刷データ作成装置と、印刷物に印刷されてなる所定のシンボルにエンコードされたデータを復元する復元処理装置と、を備える印刷システムであって、前記復元処理装置は、印刷物の少なくとも一部の像を読み取って画像データを得る読取手段と、前記読取手段が前記所定のシンボルを読み取ることにより得られた前記シンボルの画像データをデコードすることにより前記エンコードされたデータを復元する復元処理手段と、を備え、前記復元処理手段は、前記印刷データ作成装置においてエンコードされたデータをデコード可能である、ことを特徴とする。

[0016]

請求項7の発明は、請求項5に記載の印刷データ作成装置と、印刷物に印刷されてなる 所定のシンボルにエンコードされたデータを復元する復元処理装置と、を備える印刷シス テムであって、前記復元処理装置は、前記所定のシンボルを読み取るためのシンボル読取 手段と、印刷物の少なくとも一部の像を読み取って画像データを得る画像読取手段と、前

20

30

40

50

記シンボル読取手段が前記所定のシンボルを読み取ることにより得られた前記シンボルの画像データをデコードすることにより前記データを復元する復元処理手段と、を備え、前記復元処理手段は、前記印刷データ作成装置においてエンコードされたデータをデコード可能であり、かつ、前記復元処理手段によってデコードされたデータと前記画像読取手段によって読み取られた印刷物の画像部分のデータとを合成することにより前記印刷データ作成装置においてエンコードの対象となったデータを復元する、ことを特徴とする。

[0017]

請求項8の発明は、請求項7に記載の印刷システムにおける復元処理装置において、前記画像読取手段が、前記シンボル読取手段を兼用すること、を特徴とする。

[0 0 1 8]

請求項9の発明は、所定の印刷装置で出力処理可能な印刷データのバックアップ方法であって、第1のレイアウトデータを作成するレイアウト処理工程と、前記第1のレイアウトデータを前記所定の印刷装置で処理可能なページ記述言語による記述形式の第2のレイアウトデータに変換する第1の変換工程と、所定の復元手段によって可逆的にデコード可能な手法でエンコードすることで前記第2のレイアウトデータをシンボル化して第1のシンボルデータを生成するシンボル化工程と、前記第1のシンボルデータを前記ページ記述言語による記述形式の第2のシンボルデータに変換する第2の変換工程と、前記第2のレイアウトデータと前記第2のシンボルデータとを合成することにより印刷データを生成する合成工程と、前記印刷装置により前記印刷データに基づく印刷物を出力する印刷工程と、を備えることを特徴とする。

[0019]

請求項10の発明は、コンピュータで実行されることにより、前記コンピュータを、請求項1ないし請求項5のいずれかに記載の印刷データ作成装置として機能させることを特徴とする。

[0020]

請求項11の発明は、コンピュータで実行されることにより、前記コンピュータに、第1のレイアウトデータを作成するレイアウト処理工程と、前記第1のレイアウトデータを前記所定の印刷装置で処理可能なページ記述言語による記述形式の第2のレイアウトデータに変換する第1の変換工程と、所定の復元手段によって可逆的にデコード可能な手法でエンコードすることで前記第2のレイアウトデータをシンボル化して第1のシンボルデータを生成するシンボル化工程と、前記第1のシンボルデータを前記ページ記述言語による記述形式の第2のシンボルデータに変換する第2の変換工程と、前記第2のレイアウトデータと前記第2のシンボルデータとを合成することにより印刷データを生成する合成工程と、を実現させることを特徴とする。

【発明の効果】

[0021]

請求項1ないし請求項11の発明によれば、印刷物に形成されたシンボルをデコードすることで、該印刷物を得るための印刷用レイアウトデータを忠実に復元できる。これにより、電子データの形式でデータを保存しておかずとも、係る印刷物を保存しておき、必要に応じて復元処理を実行することで、該レイアウトデータの再利用が容易に行える。換言すれば、印刷データのバックアップデータを、紙媒体の状態で保存し、必要に応じて該バックアップデータを再利用することができる。例えば、比較的印刷工程が簡易な無版のデジタル印刷装置を用いて印刷を行い、該印刷物を保存することで、比較的印刷工程が複雑な有版印刷のいわゆる置き版の代わりとすることができる。

[0022]

特に、請求項2の発明によれば、印刷物の表現内容や用紙サイズ、余白の大小などに応じて複数の単位シンボルに分割してシンボルを配置できるので、印刷物における配置の自由度が高まる。

[0 0 2 3]

特に、請求項3の発明によれば、復元処理を行うには裁ち落とし前の印刷物を保存して

30

40

50

おくことが必要となる。そのような状態の印刷物を保有していなければ、復元処理は行えないので、該印刷物の作成者が意図しない復元によって内容が改ざんされた印刷物が作成されることが抑制できる。

[0024]

特に、請求項4の発明によれば、シンボルデータに基づいて形成される像を印刷物のページの任意位置にオーバープリントしても、印刷物の実体像の視認を妨げることがないので、本来の表現内容やレイアウト状態によってシンボルの配置位置が制限されることがなくなるため、シンボルの配置の自由度が高まる。この場合、単に印刷物を見る者には通常、データの復元のためにシンボルが印刷されていることがわからないため、該印刷物の作成者が意図しない復元によって内容が改ざんされた印刷物が作成されることが抑制できる

[0025]

特に、請求項 5 および請求項 8 の発明によれば、シンボル化の対象となるデータのデータ容量が抑制され、処理が効率化できるとともに、印刷物に形成する単位シンボルの個数を抑制することができる。

【発明を実施するための最良の形態】

[0026]

< システム構成 >

図1は、本発明の実施の形態に係る印刷データ作成装置1を含む印刷システム10の構造を模式的に示す図である。印刷システム10は、例えばPDF(Portable Document Format)などの所定のページ記述言語(PDL: Page Description Language)で記述された印刷用レイアウトデータ(以下、単に「印刷データ」と称する)を作成し、該印刷データに基づいて印刷物を出力するシステムである。印刷システム10は、印刷データ作成装置1の他に、印刷装置2と、復元処理装置3とを主として備える。印刷データ作成装置1は、印刷装置2と復元処理装置3とネットワークNを介して接続されている。

[0027]

<印刷データ作成装置>

印刷データ作成装置1は、例えばコンピュータによって実現される装置である。印刷データ作成装置1は、所定のプログラム13pを実行することにより、印刷物の作成に係るドキュメントにおいて表現しようとする文章や画像などの作成や編集、印刷用紙におけるそれらの配置位置の設定などを行ってレイアウトデータを作成するレイアウト処理や、該レイアウトデータを印刷装置2において処理可能な所定のPDL形式のレイアウトデータに変換するPDL変換処理などを担う。さらに、印刷データ作成装置1においては、印刷データが、これに基づく印刷処理により得られる印刷物から該印刷データ自体が復元可能であるように作成される点で特徴的である。

[0028]

印刷データ作成装置1は、図1に示すように、オペレータが各種の指示を入力するためのマウスやキーボードなどからなる操作部11と、ディスプレイ等の表示部12と、ハードディスクなどにより構成され、該コンピュータを印刷データ作成装置1として機能させるためのプログラム13pなどを保存するための記憶部13と、DVD-RAM/RW、CD-RWなど種々の可搬性の記録媒体との間でデータのリード/ライトを行うメディアリーダ/ライタなどからなるR/W部14と、ネットワークN上の他の装置との間や、通信線CLを介し印刷装置2や復元処理装置3との間でデータの受け渡しを行うためのインターフェースとしての通信部15と、CPU16a、ROM16b、およびRAM16cから構成され、後述する各機能を実現する制御部16とを主として備える。

[0029]

なお、印刷データ作成装置1においては、操作部11を通じた操作内容や、種々の処理についての処理状況などを表示部12にて表示させつつ処理を行うことができる、いわゆるGUI(Graphical User Interface)が、制御部16、操作部11、表示部12の機能により実現されている。制御部16に実現される後述する各部における処理も、このGU

30

40

50

Iを用いて行われる。

[0030]

図 2 は、印刷データ作成装置 1 の制御部 1 6 において実現される機能を説明するための図である。制御部 1 6 においては、記憶部 1 3 に記憶されている所定のプログラム 1 3 p (図 1)が実行されることにより、CPU 1 6 a、ROM 1 6 b、およびRAM 1 6 cの作用によって、レイアウト処理部 4 と、PDL変換部 5 と、シンボル化処理部 6 と、データ合成部 7 とが、主として実現される。なお、図 2 には、印刷データ作成装置 1 における種々の処理の際のデータの流れを併せて示している。

[0031]

レイアウト処理部4は、ドキュメントのレイアウトデータを作成するための処理を担う。レイアウト処理部4の作用により、オペレータによるGUIを介したテキストデータ(文章データ)や画像データなどといったレイアウトオブジェクトの作成や編集が実現されるとともに、これらのオブジェクトを含むレイアウトデータDLの生成が実現される。レイアウトデータDLにおいては、それぞれのオブジェクトによって表現される像の、印刷用紙上における配置位置が定められてなる。なお、レイアウト処理には、公知の処理プログラムを適用可能である。

[0032]

PDL変換部5は、レイアウト処理部4にて作成されたレイアウトデータDLを、印刷装置2で解釈可能な所定のPDL形式で記述されたデータに変換する。係る変換によって生成されるデータをPDL化レイアウトデータDLPと称することとする。PDL化レイアウトデータDLPは、例えば、PDF形式やPostScript(登録商標)形式にて記述される。また、PDL変換部5は、次述するシンボルデータDSに対しても同様にPDL変換を施す。これにより生成されるデータをPDL化シンボルデータDSPと称する。なお、PDL変換には、公知の処理プログラムを適用可能である。図4は、仮にPDL化レイアウトデータDLPを用いて印刷装置2が印刷処理を行った場合に得られることになる印刷物PMOの像を例示する図であるが、これは、レイアウト段階において作成しようと意図された印刷物の出来上がりの像に相当する。

[0033]

シンボル化処理部6は、PDL化レイアウトデータDLPをシンボル化する処理を担う。ここで、シンボル化とは、PDL化レイアウトデータDLPの記述内容を所定のアルゴリズムに従ってエンコードして、1または複数の画像オブジェクトを表現する画像データを生成することを意味する。また、シンボル化によって得られる、シンボルを表現する画像データをシンボルデータDSと称する。

[0 0 3 4]

シンボル化処理には、例えば、バーコードを生成する処理やスタック型の二次元コードあるいはマトリックス型の二次元コード(QRコードなど)を生成する処理などが該当する。すなわち、エンコードの結果得られるバーコードやQRコードなどが本実施の形態に係るシンボルに相当する。ただし、後述するように、後段の処理において該シンボルに基づいてデコード処理がなされ、PDL化レイアウトデータDLPが復元されることから、シンボル化手法は、デコードによるデータの忠実な復元が可能な、可逆的なエンコード手法であることが必要である。シンボル化処理部6における処理に際しては、こうした種々のシンボル化手法のうちの1つを用いてシンボル化処理が実行される。

[0035]

なお、本実施の形態においては、採用されるシンボル化処理の種類によっては、一のPDL化レイアウトデータDLPから複数の画像オブジェクトを得る場合もある。そこで、得られる個々の画像オブジェクトおよびこれが印刷物において表現されたものを「単位シンボル」と称し、単位シンボルを表現する画像データを「単位シンボルデータ」と称し、一のPDL化データDLPから生成される単位シンボルの集合を「シンボル」と総称することとする。ただし、一のPDL化レイアウトデータDLPからいくつの単位シンボルが生成されるのかは、PDL化レイアウトデータDLPのデータ容量や用いられるシンボル

化手法の種別やその処理条件に応じて様々に定めることができる。すなわち、印刷物の表現内容や用紙サイズ、余白の大小などに応じてシンボル化手法が選択され、シンボルの個数が設定される。また、複数の単位シンボルSBnが生成される場合、すなわち、PDL化レイアウトデータDLPが分割されてエンコードされる場合は、後述する復元処理装置3における復元処理に際してもとのPDL化レイアウトデータDLPが正しく復元されるよう、各シンボルからのデコードの順序やデコードされたデータの合成の順序などを示す情報が必要となる。これについては、例えば、個々の単位シンボルSBnの関係を示す記述が付加されたうえで、単位シンボルSBnが生成される態様や、あらかじめデコードする順序を取り決めておく、等の態様によって対応することができる。

[0 0 3 6]

シンボル化処理によって得られたシンボルデータDSは、上述のようにPDL変換部 5 におけるPDL変換の対象となる。

[0037]

[0038]

係る合成の結果得られるデータが印刷データDPである。これが印刷装置2に受け渡されることになる。図5(a)は、シンボル化処理としてQRコードを生成する処理が用いられる場合に、印刷データDPを用いて印刷処理がなされた結果得られる印刷物PMを例示する図である。図5(b)は、単位シンボルSBnの1つを拡大して示す図である。印刷物PMにおいては、図4に示した印刷物PM0の実体像IM0と同じ実体像IMに、シンボルSBが追加された状態が実現されてなる。すなわち、印刷データDPは全体としてPDL形式で記述されたレイアウトデータであるので、これが印刷装置2に供されて印刷処理が実行されると、もともとレイアウトデータDLによって表現されるべき実体像IM(図4の印刷物PM0の実体像IM0と同じ)に、PDL化シンボルデータDSPによって表現されるシンボルが付加されてなる印刷物が、得られることになる。

[0039]

なお、図 5 (a) においては、シンボルSBが10個の単位シンボルSBn(SB1~SB10)により構成される場合を例示しているが、単位シンボルSBの個数はこれに限定されるものではない。

[0040]

< 印刷装置 >

印刷装置 2 は、印刷データ作成装置 1 において作成された、所定の P D L 形式で記述されてなる印刷データに従って、印刷物の出力処理を行う装置である。例えば印刷装置 2 は、無版のいわゆるデジタル印刷装置である。印刷装置 2 は、ジョブ登録手段 2 1 と、 R I P 処理手段 2 2 と、出力手段 2 3 と、制御手段 2 4 とを主として備える。

[0041]

10

20

30

ジョブ登録手段 2 1 は、装置外部から取得した印刷データに基づく印刷処理を行うために必要な処理に係る処理条件情報と、該印刷データとを関連付け、これを印刷ジョブとして図示しない記憶手段に登録する処理を担う。処理条件情報には、PDL形式で記述されている印刷データをラスタライズする際の条件や、出力処理のための条件などが含まれ、印刷装置 2 のオペレータによって適宜に設定される。あるいは、処理条件情報は、JDF(Job Definition Format)のような形式のデータとして、印刷データともども印刷装置 2 へと受け渡される態様であってもよい。印刷装置 2 においては、このような印刷ジョブが複数登録可能とされてなる。印刷装置 2 における印刷は、対象となる印刷データを含む印刷ジョブが所定の方法によってオペレータにより選択されたことに応答し、その選択された印刷ジョブの記述内容に従った処理が実行されることにより実現される。

[0042]

RIP処理手段22は、処理条件情報として設定された条件に従って、印刷データのラスタライズ処理(RIP処理)を担う。出力手段23は、RIP処理により得られたラスターデータにつき、例えば静電写真方式などによる出力処理を、処理条件情報として設定された条件に従って実行する。制御手段24は、装置各部の動作制御を担うものであり、例えばコンピュータによって実現可能である。

[0 0 4 3]

なお、印刷装置 2 がデジタル印刷装置ではなく刷版を用いて出力処理を行う態様であってもよいが、係る場合、印刷装置 2 は、製版工程で用いられる装置(イメージセッタや C T P 装置など)と刷版を用いて印刷物を出力する出力装置とから構成されることになる。

[0044]

<復元処理装置>

復元処理装置3は、上述したようなシンボルが印刷された印刷物PMから、該印刷物の表現内容の印刷データ(より詳細に言えば、印刷物PMの実体像IMを表現するPDL化レイアウトデータ)を復元する処理を担う。復元処理装置3は、読取手段31と、復元処理手段32と、制御手段33とを主として備える。

[0045]

読取手段31は、印刷物PMの像、少なくとも印刷物PMに表現されているシンボルSBを読み取る処理を担う。読取手段31は、シンボル化処理の種別やシンボルSBの配置態様に応じて好適に構成される。例えばイメージスキャナや、デジタルカメラといった汎用の画像読取装置もしくは撮像装置によって実現されてもよいし、二次元コードリーダやバーコードリーダなどといった専用の読取装置によって構成されてもよい。読取手段31によって、印刷物PM上のシンボルSBを電子データ化した画像データが得られることになる。

[0046]

復元処理手段32は、シンボルSBを読み取ることにより得られた画像データにつき、その生成手法(エンコード手法)に対応した手法でデコードして、該シンボルSBに含まれる情報、具体的には印刷物PM0を表現するPDL化レイアウトデータDLPを復元する処理を担う。

[0047]

なお、シンボルSBが複数の単位シンボルSBnからなる場合、読取手段31によるシンボルSBの読み取りと復元処理手段32によるデコードとの処理タイミングの関係は、読取手段31の種別やシンボルSBの種類、印刷物における配置態様などによって種々の場合が想定される。例えば、全ての単位シンボルSBnを(あるいは印刷物PMごと)一括して読み取ったうえで、それぞれの単位シンボルSBnに係る画像データを個別に生成したうえでデコードする態様であってもよいし、個々の単位シンボルSBnを読み取るたびにこれを逐次にデコードする態様であってもよい。いずれの場合も、全ての単位シンボルSBnについてのデコードがなされて、これらが合成されることによって、PDL化レイアウトデータDLPが復元されることになる。

[0048]

10

20

30

40

20

30

40

50

制御手段33は、装置各部の動作制御を担う。復元処理手段32と制御手段33とは、例えばコンピュータによって実現可能である。すなわち、復元処理装置3は、コンピュータに所定の読取手段が電気的に接続することにより構成することができるものである。

[0049]

< 印刷データの生成 >

以下、印刷システム 1 0 において実現される印刷データの生成・印刷・復元に係る処理 の流れを説明する。図 3 は、係る処理の流れを示す図である。

[0050]

まず、印刷データ作成装置1における印刷データDPの生成について説明する。なお、 以降の説明において、印刷データDPの生成に至るまでの途中段階で生成される種々のデータは、適宜、記憶部13やRAM16cに格納されるものとする。また、シンボル化の 手法としては、QRコード化が採用されているものとする。

[0051]

まず、オペレータが操作部11を通じて所定の実行指示を印刷データ作成装置1に与えると、レイアウト編集用のGUIが起動される。オペレータがこのGUIを介して所定の操作を行うことによって、文章や画像などが所望の状態に配置されたレイアウトデータDLが生成される(ステップS1-1)。

[0052]

レイアウトデータDLが生成された後、オペレータが操作部11を通じて所定の実行指示を与えると、PDL変換部5がこれに応答してレイアウトデータDLに所定のPDL変換を施すことにより、PDL化レイアウトデータDLPが生成される(ステップS1-2)。図4に示す印刷物PM0の像が、生成されたPDL化レイアウトデータDLPを印刷処理に供した場合に得られる像であるとする。

[0 0 5 3]

PDL化レイアウトデータDLPが得られた後、オペレータが操作部11を通じて所定の実行指示を与えると、シンボル化処理部6がこれに応答して、あらかじめ定められたシンボル化手法と処理条件とに従ってPDL化レイアウトデータDLPの記述内容をシンボル化し、シンボルデータDSを生成する(ステップS1・3)。シンボル化においては、上述のように、一のPDL化レイアウトデータDLPから複数の単位シンボルSBnを表現する複数の単位シンボルデータが生成される場合もある。図5(a)のように10個の単位シンボルSB1~SB10が印刷される場合であれば、10個の単位シンボルデータが生成されていることになる。なお、シンボルデータを複数の単位シンボルデータに分割して生成する場合の分割数、つまりはシンボルの数は、それぞれのシンボルについてエンコードされるデータ容量を越えない範囲であれば、係るシンボル化の際に適宜に設定できる態様であってもよい。

[0054]

シンボルデータDSが得られると、引き続き、PDL変換部5の作用により、シンボルデータDSがレイアウトデータDLと同様にPDL変換されて、PDL化シンボルデータDSPが生成される(ステップS1-4)。上記の場合、10個の単位シンボル画像データそれぞれについてPDL変換がなされ、その変換後のデータのデータセットとしてPDL化シンボルデータが得られることとなる。係る処理は、シンボル画像を印刷物に印刷可能なものとするための処理である。

[0055]

PDL化シンボルデータDSPが得られると、データ合成部7の作用による、PDL化レイアウトデータDLPに対するPDL化シンボルデータDSPの合成処理がなされて、PDL形式で記述された一のレイアウトデータである印刷データDPが生成される(S1-5)。データの合成は、上述したように、オペレータが所定の操作を行うことにより、それぞれの単位シンボルの配置位置が決定されたうえでなされる態様であってもよいし、あらかじめ予約された配置位置に単位シンボルが配置されるように処理される態様であってもよい。

[0056]

得られた印刷データDPは、適宜のタイミングで、ネットワーク経由で印刷装置 2 へと受け渡される。あるいは、R / W部 1 4 において可搬性の記憶媒体に印刷データDPが記録され、印刷装置 2 のオペレータへと受け渡される態様であってもよい。

[0057]

<印刷処理>

次に、印刷装置 2 において実行される、印刷データ D P に基づく印刷処理について説明する。

[0058]

上述のように、印刷データ作成装置 1 において作成された印刷データは、ネットワーク N を経由して、印刷装置 2 に受け渡される。あるいは、可搬性の記録媒体に記録された印刷データを、図示しない読出手段にて読み出すことで、印刷装置 2 が印刷データを取得する態様であってもよい。

[0 0 5 9]

印刷装置 2 においては、ジョブ登録手段 2 1 の作用により、取得した印刷データDPについて、印刷ジョブが登録がされる(ステップS2-1)。そして、登録された印刷ジョブのいずれかが選択されると、これに応答して該印刷ジョブに係る印刷処理が実行され、印刷物が生成される(ステップS2-2)。具体的には、RIP処理手段 2 2 の作用により、印刷ジョブに処理条件情報として設定された条件に従って、印刷データのRIP処理がなされ、出力手段 2 3 の作用により、RIP処理により得られたラスターデータに基づく出力処理が、処理条件情報として設定された条件に従って実行される。

[0060]

本実施の形態においては、印刷データDPがPDL化シンボルデータDSPを含むように作成されてなることから、係る印刷データDPについて印刷処理を実行すると、図5(a)に示すように、もともと表現されるべき実体像IM(図4の印刷物PM0における実体像IM0と同一の像)にシンボルSBが付加されてなる印刷物PMが、生成されることになる。

[0061]

< 印刷データの復元 >

次に、図5(a)に示す印刷物PMから印刷データ、より詳細に言えば印刷用のレイアウトデータであるPDL化レイアウトデータDLPを復元する処理について説明する。なお、ここでは、説明の簡単のため、印刷物PMの左端に位置する単位シンボルSB1に係る画像データから順にデコードすべきであると取り決められているとする。また、シンボルがQRコードによって形成されてなるので、復元処理装置3は、読取手段31がQRコードを読み取り可能で、かつ復元処理手段32がQRコードの画像データから、もとのデータを復元可能であるように構成されていることになる。

[0062]

まず、復元処理装置3の読取手段31によって、印刷物PMに印刷されているシンボルSBを左端に位置する単位シンボルSB1から順に読み取り、個々の単位シンボルSBnについての画像データ(単位シンボルデータに相当)を生成する(ステップS3-1)。図5(a)に示す印刷物PMの場合であれば、10個の単位シンボルSB1~SB10がQRコードとして印刷されているので、それぞれがQRコードを表現する10個の画像データが生成されることになる。

[0063]

シンボルSBの画像データが得られると、次に、復元処理手段32の作用によって、係る10個の画像データが順次にデコードされる。具体的には、QRコードを復元可能な公知の手法が用いられる。デコードされたデータはエンコード時に定められた合成順序に従って合成される。全てのデータが合成されると、PDL化レイアウトデータDLPが復元されたことになる(ステップS3・2)。

[0064]

40

20

20

30

40

50

上述したように、PDL化レイアウトデータDLPは、これを印刷装置2による印刷処理に供すれば図4に示すような像の印刷物PM0を得ることができるデータである。これは、図5に示す印刷物PMの像からシンボルSBを除いた部分の像に相当する。すなわち、PDL化レイアウトデータDLPは、印刷物PMにおける実体像IMのみを表現するデータ、つまりは、レイアウト段階において作成しようと意図された印刷物を生成することができるデータである。すなわち、係る復元処理により、印刷物の内容を表現する印刷用のレイアウトデータ自体が、該印刷物から忠実に復元できたことになる。係るデータは、印刷物の作成当初にレイアウト処理されPDL変換されることで得られたデータと同一のデータであるので、印刷物さえ保存しておけば、いつでも該データの復元を行うことができる。

[0065]

以上、説明したように、本実施の形態によれば、印刷物の状態から、該印刷物を得るための印刷用レイアウトデータを忠実に復元できるので、電子データの形式でデータを保存しておかずとも、係る印刷物を保存しておき、必要に応じて復元処理を実行することで、該レイアウトデータの再利用が容易に行える。換言すれば、印刷データのバックアップデータを、紙媒体の状態で保存し、必要に応じて該バックアップデータを再利用することができる。例えば、比較的印刷工程が簡易な無版のデジタル印刷装置を用いて印刷を行う場合であれば、該印刷物を保存することで、比較的印刷工程が複雑な有版印刷のいわゆる置き版の代わりとすることができる。

[0066]

< 変形例 >

上述の実施の形態では、印刷物の下方に一列に単位シンボルが並ぶようにシンボルが配置される態様を示しているが、印刷物におけるシンボルの配置の態様、つまりはシンボルデータの合成の態様は、これに限定されない。図 6 は、他の配置の態様を例示する図である。なお、図 6 において Pos1 ~ Pos2 0 は、配置される単位シンボルの順序を示しているが、好ましくは、係る順序はエンコードおよびデコードの際の順序と一致する。

[0067]

図6(a)は、印刷物PM1の一面に単位シンボルが配置されてなる場合を示している。例えば、ページ物の途中や最後面にある白紙ページに、あるいは片面印刷のページ物の裏面側にシンボルが配置されるような場合がこれに相当する。また、図6(b)は、印刷物PM2のあるページの四隅に単位シンボルが配置される場合を例示している。図6(c)も同様に、印刷物PM3のあるページの四隅に単位シンボルが配置される場合を例示しているが、こちらは、単位シンボルが複数のページにまたがって、配置される場合を示している。さらに、図6(d)は、印刷物PM4のページ全面に、ページサイズに匹敵するサイズの1つのシンボルが配置されてなる場合を示している。

[0068]

また、シンボル以外の印刷は通常の態様で行うものの、シンボルの印刷のみ、可視光下ではシンボルを視認できない特殊な透明インクを用いて行うようにしてもよい。例えば、PDL変換の際、あるいは、データの合成の際に、かかる場合、ページの任意位置にオーバープリントしても、印刷物の実体像の視認を妨げることがないので、本来の表現内容やレイアウト状態によってシンボルの配置位置が制限されることがなくなる。すなわち、図6(a)や(d)のようなシンボルの配置を、印刷物の印刷面上に行うこともでき、シンボルの配置の自由度が高まる。この場合、単に印刷物を見る者には通常、データの復元のためにシンボルが印刷されていることがわからないため、該印刷物の作成者が意図しない復元によって内容が改ざんされた印刷物が作成されることが抑制できる。ただしこの場合は、復元処理装置の読取手段が透明インクで印刷されたシンボルを読み取り可能に構成されていることが必要である。

[0069]

シンボルは、最終的に提供される印刷物の内部に収まるように配置される必要はない。 例えば、印刷後の裁断工程で裁ち落とされるような領域に形成される態様であってもよい

。この場合、復元処理を行うには裁ち落とし前の印刷物を保存しておくことが必要となる。そのような状態の印刷物を保有していなければ、復元処理は行えないので、該印刷物の作成者が意図しない復元によって内容が改ざんされた印刷物が作成されることが抑制できる。

[0070]

画像を含む印刷物の場合など、エンコードした場合のデータ容量が大きくなる印刷物の場合、シンボル化の手法によっては著しく多くの数の単位シンボルデータを生成するとが必要となり、適切でない。このような場合、PDL化レイアウトデータのうち多値画像を表現するイメージデータの部分はエンコードせず、それ以外の部分、つまりテキストや画像の配置情報などの記述についてのみエンコードしてシンボル化する態様であってもよい。かかる場合、復元処理においては、読取手段31によってシンボルのみならずさるようでも、アDL化レイアウトデータをほぼ忠実に復元することができる。これにより、でも、PDL化レイアウトデータをほぼ忠実に復元することができる。これにより、ボル化の対象となるデータのデータ容量が抑制され、処理が効率化できるとともに、印刷物に形成する単位シンボルの個数を抑制することができる。あるいは、シンボルとそれ以外の箇所とを異なる読取手段によって読み取る態様であってもよい。

[0071]

同一のシンボルを複数箇所に配置したり、一の印刷データを相異なるシンボル化手法で並行してシンボル化して配置するなどの態様を取ってもよい。これにより、復元処理の確実性を高めることができる。

[0072]

エンコードの対象となるデータは、公知の手法によって適宜に圧縮され、あるいは暗号 化されてよい。

[0073]

シンボルの生成と配置は、必ずしもレイアウトデータの作成の都度行う必要はなく、その実行の要否を選択できる態様であってもよい。この場合、例えば、初校用の印刷データの作成の際にはシンボルの配置を行わず、再校時のみ行う、といった態様も可能となる。

[0074]

あるいは、PDL変換部5によるレイアウトデータのPDL化とシンボル化処理部7によるシンボルの生成とは、同時並行的になされてもよい。具体的には、PDL変換部5によってレイアウトデータDLの記述内容が順次に解釈されてPDL化レイアウトデータDLPが次第に生成されていくのに応じて、シンボル化の処理が開始される態様であってもよい。あらかじめシンボル化することが既定の場合に、処理時間の短縮が実現できる。

[0075]

これまでの説明では、QRコードを用いてPDLレイアウトデータをシンボル化することについて説明を行ってきたが、ベリコードやマキシコード等、他の態様のシンボルを利用してもよい。

[0076]

また、これまでの説明ではシンボルを光学的に読み取り、エンコードする態様について 説明してきたが、シンボルを磁気的に読み取るようにしてもよい。

【図面の簡単な説明】

[0077]

【図1】本発明の実施の形態に係る印刷データ作成装置1を含む印刷システム10の構造を模式的に示す図である。

- 【図2】印刷データ作成装置1の制御部16において実現される機能を説明するための図である。
- 【図3】印刷システム10において実現される印刷データの生成・印刷・復元に係る処理 の流れを示す図である。
- 【図4】PDL化レイアウトデータDLPを用いて印刷処理を行った場合に得られることになる印刷物PM0の像を例示する図である。

20

30

【図5】印刷データDPを用いて印刷処理がなされた結果得られる印刷物PMを例示する図である。

【図6】シンボルについての他の配置の態様を例示する図である。

【符号の説明】

[0078]

1 印刷データ作成装置

2 印刷装置

3 復元処理装置

10 印刷システム

DL レイアウトデータ

DLP PDL化レイアウトデータ

DP 印刷データ

DS シンボルデータ

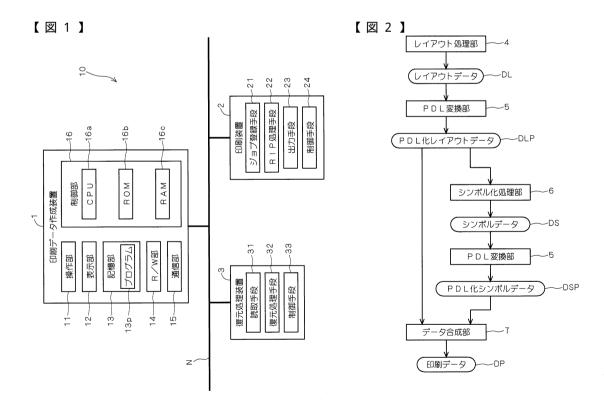
DSP PDL化シンボルデータ

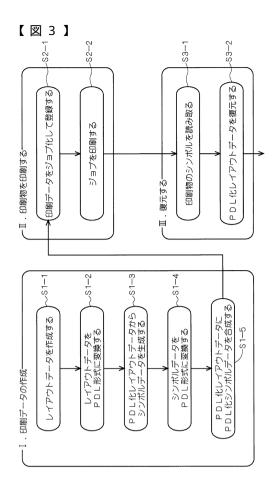
N ネットワーク

PM、PM0~PM4 印刷物

SB シンボル

SBn(SB1~SB10) 単位シンボル

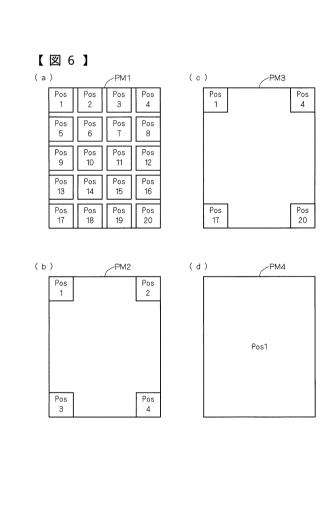








-SBn



フロントページの続き

F ターム(参考) 58050 AA09 BA06 BA16 BA20 CA07 DA05 DA06 DA10 EA19 FA02 FA03 FA05 GA07 GA08 5C076 AA14 AA17 BA06